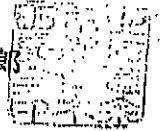


仁 ほ 号
平成28年3月24日

余市郡仁木町長 佐藤 聖一郎



仁木町乳幼児等医療費助成対象拡大の取扱いについて（ご依頼）

日頃より本町の医療費助成についてご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
この度、仁木町では平成28年4月1日から、乳幼児等医療費助成の対象年齢を12歳から15歳までとし、入院、通院に係る医療費の全額を助成することとなりました。
そのため、小学生、中学生の受給対象者には新たに「乳幼児等医療受給者証」を交付します。—
—ますので、現物給付による取扱いにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 改正内容 対象年齢を12歳から15歳に変更
※15歳までの入院及び指定訪問看護にかかる医療費も助成します。
- 2 実施年月日 平成28年4月1日

(国保医療係)

乳幼児等医療費助成について

平成28年4月1日診療分から

助成年齢			カード表示	医療機関での徴収	請求先住所・連絡先
外来	歯科	入院			
中学校3年生まで			乳初 乳課	なし	〒048-2492 余市郡仁木町西町1丁目36番地1 電話0135-32-2514

乳初・乳課の証を交付しておりますが、受給者証の上部に初診時一部負担金又は1割負担分も町村に請求していただきませう記載しておりますので、患者からは一部負担は徴収せず町村に請求してください。

※証を掲示しなかった場合

健康保険各法に基づき一部負担金を徴収し、氏名・点数及び初診回数を記載した領収書を発行してください。
保護者が、仁木町役場に助成申請することにより払い戻しがあります。